

よりいっそう広がっているといえる。

パートは、1993年以来飛躍的に拡大し、1998年には、全雇用者の17%がパートであり、その85%が女性である。すなわち女性の給与所得者の三分の一がパートであり、低所得者の多くを占めている。1998年の女性給与所得者の85%はきわめて低い所得水準にあり、高所得者のうち女性の占める割合は27%にすぎない。1997年に3650 フラン以下の所得しか受け取っていないものが、女性の給与所得者の80%にも上っている。

### 就業のライフコース

失業の増大によって就職に至る過程も単線的でなく、失業と就業との繰り返しによってより複雑なものになっている。学業を終了したものの40%が失業しており、卒業後2年経たものの30%、10年経たものの15%が失業している。とくに、学歴の低い層においては、職業生活への出入りが頻繁になり、継続的な就業それ自体が困難になっている。とりわけ、30歳以下の者にとって、雇用は不安定であり、たとえ職業を持つものであっても、研修中であるとか、職業訓練のための仮雇いであるとか、臨時雇いであるものが多い。

若者のこのような不安定な雇用状況のもとで、子どもをもつ親、とりわけ女性の失業が多くなっており、家庭生活と職業生活との両立を困難にしているのである。

### 就業形態と地位

産業構造が鉱工業からサービス業、情報産業へとシフトする過程で、職業形態も完全雇用の単純なサラリーマンが後退して、限定的なあるいは非典型的な職業形態が増大してきている。1995年において、11人のうち1人は不定期雇用となっている。その割合は10年でおよそ2倍にもなり、今日では雇用規範の解体をもたらしていると見ることができる。一時雇用やパートが広く浸透し、それらは景気変動に対応していくために企業経営のための常態となりつつある。また公権力も、失業や排除に対応するための社会政策の一環として、このような雇用形態を推進していることもこれらの就業形態の増大に寄与している。そしてこのような雇用形態にあるもの多くは女性だということなのである。

### 女性雇用の不安定性

限的あるいは非典型的雇用の担い手が女性を中心としているということは、言い換えれば女性の雇用上の地位を不安定なものにしているということである。かつて1980年には若年層も30-49歳の層もパートタイム雇用は10%以下であったが、子どもを持つ30歳以上の母親の5人に1人はパートで働いていたといわれる。この割合は現在でも変化は見られず、現在のパートは、研修や職業訓練といった形で若い女性の間に浸透拡大している。これは上に述べたように、とりもなおさず企業にとっての雇用の柔軟性を確保するという戦略と、失業と排除への公権力の政策が一致して形成されたのもということができる。したがって現代のパートタイム雇用は女性の家族生活と職業生活の両立をはかるためのものというよりは、若年女性労働者の雇用形態そのものとなっていることができる。それは、強いられた選択なのであり、自由化へと向かう社会の発展や、職業における男女の平等とは無縁のものなのである。

そのような状況の中で、1980年以来フランスの女性労働者の数はパートタイマーの増加

として増大してきた。現在フランスの被雇用者の 15%はパートである。しかも、男性の被雇用者のうちわずか 5%がパートであるのに対し、女性の被雇用者の実に 28%がパートであるという現実がある。パートは、政府によってはじめは「時間の自由な選択」の名目のものと推進されたが、引き続いて雇用確保・増大の名目のもとに行われている。この 15 年間の女性の雇用拡大は、選ばれた選択ではなく、このような雇用構造の変化によってもたらされたものであるといふことができる。そして、パートはいまや給与所得を求めるものにとって「次善の策」となっているのである。そのために、無資格者の職域で、パートはとくに広がりを見せており、家事手伝いで 74%、掃除婦で 59%、育児支援者で 47%、レジ係で同じく 47%となっている。それは性的に刻印された職域を見事に形づくっているといえる。

### ジェンダー化する労働配分

このようなパートタイム労働の増加は、すでに述べたように政府の政策でもあった。政府は、パートという形で労働時間を短縮することによって、雇用を拡大しようとしているのである。これに対して企業側の対応の論理は多様である。あるいは、解雇を防止し雇用を拡大するとともに、就業時間の柔軟化を図るというもの、あるいは企業の経済論理をむき出しにして、低賃金を貫き、給与体系の柔軟化を目指そうというものなどがある。しかし現実には、雇用の拡大はそれほどでもなく、むしろ労働者への圧力の手段とすら化しているというのが実態である。また、この性的分業をもたらす労働の分配システムは、労使間交渉の課題となることもまれである。このような意味で「時間の自由化・柔軟化」、あるいは時間短縮の名のもとに、女性は交渉の窓口にも行くことができないままに、連帯の犠牲となっているといふことができる。つまり、このパート化をともなう時間短縮の労働配分の方法は「労働時間の短縮と雇用の不平等の様々な形態との複雑な相互関係を無視するものなのである」。全体の労働時間を短縮することなく、パート化への道を進むことは、労働配分のジェンダー化をさらに押し進めていくものに他ならない。

### 新たな就業域としての家族雇用の促進政策

失業対策と社会的排除に対する政策として 1990 年来フランスでは、家族雇用の促進策が採られてきた。それは新たな雇用を創設するために、保育所で養育するよりは家庭で養育したいという親の潜在的な家族雇用の需要に対して現実的に応えるためと、行政の保育所創設という施設収容政策を柔軟化する目的を持っていた。たとえば、子どもの監護方法についてみると、1998 年の 0 歳から 3 歳までの子どもの数は 220 万人であるが、そのうち 25 万人は幼稚園に通い、残りの 195 万人のうち 50%は両親の一方もしくは双方から家庭内で養育され、13%は家庭内で育児支援者の援助のもとに養育されている。保育所にいる子どもはわずかに 9%にすぎない。2%は家庭監護手当を受けて養育されている。残りの 26%の内容は明らかでないが、おそらく家族連帯や近隣の支援を受けているものと思われる。この実態からすれば、保育所よりも家庭の中で子どもを育てたいと願っている親が多数派であることが理解できる。このような要請のもとに、政府は家族雇用を促進しようとしたのである。

他方で家族雇用は、労働提供とニーズの調整が近隣において行われるというメリットも

もている。さらにこのような雇用形態は、3の要素を前提としている。一つは、雇用側の支払い能力であり、そのためにはこれを拡大するための税金の控除が必要であるし、二つは、労働提供を確保するために民間団体による協力が必要であり、三つは被雇用者の質を向上させるための評価制度や研修制度が必要になる。

家族雇用は、労働が女性化する中で専業主婦モデルが終焉を遂げたところに登場する職業形態であり、従来家族内で行われた子どもの養育や老人扶養を外部化し、客観的評価のもとにおくことによって、社会的制度化への道をたどっているものということができる。1994年以來家族雇用の促進は、失業対策としての成果は明確でないにしても、ある程度の成果を収めている。この政策が、学歴や資格のない女性に対して雇用の道を切り開いたことは疑いのない事実となっているからである。

この政策は、一方で小規模のサービス産業からの離脱をもたらし、正規雇用者に認められる社会給付を彼らに確保し、さらには正規の雇用でないものの数を後退させるという結果を招來した。したがって、家族雇用政策が一定の成果をあげたことは否定できないにしても、他方では、社会的カテゴリー間の差異を拡大し、比較的年齢が高く、可処分所得が多い層に家族使用者という階層を生み、その反対側に雇用機会の少ない階層に、家事労働を社会的に分担させていくという傾向を生んでいる。かつては、家庭内で匿名性の中で家事労働を分担していたものの役割が外部化され、可視性のもとにさらされるようになり、あたらしい家事労働のあり方あるいは外部化された「家庭性」を創出しようとしているということもできる。それは、公的介入による階層化の拡大とも批判されているのである。家族雇用を行うものたちへの税制優遇措置は、家事労働を低くみなすという見方を拡大している。それゆえ労働力供給側の民間団体では、労働の質を上げ家族雇用の被雇用者への社会的評価を定着させるために、研修や職業意識を高めようとする努力を試みている。

### 新たな労働時間の規制と家庭生活

このようにしてフランスの企業は、国際競争力を付けようとして、労働時間の柔軟化を模索し、「非標準化」された労働時間制へと傾きつつある。フランス政府は、雇用拡大のために、そのような労働時間制を採用する雇用契約の締結を容易にし、企業にさまざまな労働時間制の採用を認め、それとともに、労働時間の評価を週から、労働年へと変更してきている。

### <非典型的労働時間の展開>

非典型的労働時間は、前述のようにひとつはパートタイム労働にあらわれ、今ひとつは労働時間の不規則化にあらわれている。ヨーロッパでは、1993年で約30%の労働者が非典型的労働時間のもとで働いているとされている。フランスは、ちょうどこの平均値があり、もっとも数の多いイギリスと数の少ない南ヨーロッパの国々との中間に位置している。フランスで同年の日曜日に働くものは22%であり、夜間就労者は14%となっている。

このような「労働時間の個人化」は、職種間格差を拡大したばかりでなく、とりわけ男女間の格差の拡大をもたらしている。この十年のあいだ、平均労働期間は女性では短縮し、反対に男性は長くなっている。女性の労働時間が短縮するとともに、女性の休暇は学校の年間の休暇スケジュールにあわせて配分されるようになってきている。労働時間の非典型化は、一部の女性にとっては、労働時間の自由化として良い方向に作用しているが、他の

女性にとっては家庭生活との両立をますます困難にしているという両面性を持っている。年間の労働時間が短縮されても母親にとって労働の非典型化によって子育てと労働との両立はますます困難になっている面もある。また男性の労働時間も同様に非典型化することから、彼らが家庭生活に参加することや、労働と家庭生活との両立をも困難にしているのである。

それゆえ労働時間の「自由化」と非典型化は、これまで社会に深く刻印されてきた女性と男性との役割分担を解消するどころか、職業生活と家庭生活における性別役割分担をますます強化しているとも見ることができる。

#### ＜労働強化の危険と家族生活への影響＞

労働時間の短縮は、労働強化をもたらすと雇用者も被雇用者も一様に応えている。雇用者は、競争力を確保するために、生産性に対する障害となる給与負担の増大を避けようとしている。このような、方針のもとでは、労働強化は企業によっては労働期間の短縮をもたらしかねない。その結果として、労働時間の柔軟化という名の下に臨時雇用への圧力が強まり、職場外の生活に対するストレスの原因を形づくることになってしまうことになる。

#### 小括

失業や雇用危機にも関わらず女性の職業生活は継続して拡大し、1980年から90年にかけて、家事労働への社会的評価は崩壊し、女性の社会統合への道は男性と同じように、給与所得者の道をたどることによって実現されていくようになった。しかしながら専業主婦という形態も女性の生き方の一つのモデルとして存在し続けているにしても、学歴を身につける人的資源としての優越性を身につけてある女性達にとって、職業生活は彼女たちのアイデンティティを形づくる最優先の方法となっていました。にもかかわらず、この女性のアイデンティティ獲得への道は、経済競争が激化する時代にあって、労働時間の柔軟化や短縮化という給与所得者の分断化のなかで、しかも学歴資本の有効性に懐疑的な社会学的理論が説得力を持ってきているなかでのアイデンティティを模索していくこうとする方向性であり、きわめて困難な状況の下における職業活動への希求であった。

そのような中で職業活動に就こうとする女性は、分節化の第一の犠牲者でもあった。一方では、雇用と安定性を確保する女性群を生むと同時に、他方で社会給付を臨時雇用のために売り渡し、不安定な雇用に就く一群がいる。パートタイム労働は、自由な労働時間でもたらす一方で、低廉な賃金で不安定な就業形態に止まらざる終えない女性達とに分断していくのである。後者の一群に属するものにとって、雇用者への従属性は一段と強化され、家族雇用や企業においても不利な条件の下に労働分業を受け入れざる終えない状況にある。公権力は、失業対策として雇用を創出したが、結果的には新たな社会的断絶を創出しつつある。また1983年の男女雇用平等法の制定によっても労働の分節化はおさまることはなかったし、男女の分業体制は新局面をむかえているといつてもよい。あらたな労働配分、労働時間非典型化、ならびに労働時間に関する労使交渉の分権化は、父親を家庭に取り込むというよりはみしろ家族内での伝統的な女性、男性役割を強化しているといえる。このような与件の前で、家庭の時間と働く時間との共鳴はますます困難になっている。

労働の男女間分業は、公権力の介入形態と予断と密接な関係を持っているということが

できる。「家族政策」は、養育親手当のように場合によっては女性に対して職業生活を思いとどらせ、あるいは保育所の創設や家族雇用者の創設のように、場合によっては職業生活を促進する。職業生活と家族生活の調整をはからうとする公権力の行動は、二つのロジックからなっている。一つは家族を社会の基礎的単位として保護しようとする論理であり、いまひとつは女性の職業活動を推進して男女の平等化をはからうとする論理である。にもかかわらず、この二つの論理の間には激しい緊張関係があり、政策の中立性の名の下に、家族的利益と子どもの利益そして男女平等をめざす女性の利益の調整は困難を極めている。この緊張関係は 1980 年代から新たな様相を呈してきており、福祉国家の危機によって国家外のインフォーマルな連帯とりわけ家族連帯への依存を強めている。しかしながら家族連帯が国家介入に代わってある程度の役割を果たしうるとしても、完全に国家役割に代替できるというものでもない。親役割のあり方は、社会集団間の格差ばかりでなく、性別役割という点においてきわめて不平等なのである。いうまでもなく家族的な配慮は本質的に女性の無償労働にかかっている状態に変わりはないからである。

他方で、失業や排除に対する政策は、この 10 年間雇用を拡大し、新たな雇用を創出してきた。フランスでは、公権力の介入によって、雇用を創出し、家族機能を外部化してそれらを職業化してきたことも明らかとなった。この「家事労働の給与労働化」への移行は直接に家庭内に進入するサービスの市場化と不安的な状況に置かれ、失業の危険にもっともさらされた人々への配慮をしめた公権力の介入から成立した折衷的な形態であるといふことができる。福祉国家の危機と職業活動を希求する女性の戦略と社会統合の名目のもとにうち立てられた、このような形態にある「連帯」のエコノミーは社会的ゲームの中でその位置と意味が再び批判的に問われようとしているといふことができる。

### 三 フランス家族国民会議

女性労働のこのような矛盾と問題性をはらんだ状況の中で、いまどのような家族政策がフランスでは採られようとしているのか、この点について「家族国民会議」の提案を家庭生活と職業生活の両立という課題に即してみておくことにしよう。

家族会議は 1998 年以降、政府による家族政策の表明、将来への展望を明らかにするという意味で重要な意義を持つようになっている。1998 年の家族会議では、「社会的正義」がテーマとなり、政府はそこでいう正義を実現するための政策目標を明らかにしている。

#### 社会正義の実現—1998 年の家族国民会議

近年の社会政策における「社会的正義」という目標は、「社会的平等」の実現に向けられているといって良い。ここでいう社会的平等が具体的に実現されようとしている主たる対象は、住居環境の平等化であり、いまひとつは男女の平等である。なかでも男女の平等は、近年のもっとも大きな政策課題であり、具体的にはジェンダー化する労働配分のもとで多様性を増していく女性の職業状況を前提としながら、家庭生活と職業生活との両立をはかるための実効性ある政策を打ち出すことがテーマとなっている。また、家庭生活と職業生活との両立の問題は、家庭生活への参加という面から見れば同時に男性の課題でもあり、出産、育児への男性の関与を高める施策も模索されている。

この点に関して、1998 年の家族会議ではなによりもまず親役割が強調され次のよう

な目標が掲げられた。第一に、親役割は「家族の権利」を整備することによって実現されなければならず、そのために司法省内に作業グループを設け報告書を準備する。さらに子どもを受け入れる公共サービス、とくに学校において家族の役割がよりよく理解されるようさまざまな行動をとる。また、親たちの思いを聞き、支援し、共に歩む組織を 1999 年 3 月から設置する。CAF 家族手当金庫や地方当局を中心とする地域ごとに家族運動を動員してネットワークを強化する、といったことである。

次に、家庭生活と職業生活の調整という課題には、労働時間の規制と子どもの受け入れサービスが女性労働の実状に対応できるように再検討され、次のような施策が提案されている。

労働時間の規制については、労働時間の短縮に関する労使交渉に関して予告期間を一週間以上おくこと、16 歳以下の子どもを持つ親の超過労働時間の蓄積算入期間を 6 年から 10 年にする。パート給与所得者によるやむおえない家族的理由に基づく労働時間の変更受け入れの拒否は、いかなる責任も負わされることがないし、解雇の理由とすることもできない。このような規制によって、家族の時間のリズムに労働時間のリズムを適合させようとしているのである。

乳幼児に対する受け入れ問題に関しては、一つは、受け入れ体制の質を高めたうえで、受け入れ方法を柔軟にするための法的枠組みを整備し、二つは、有資格者の育児支援者の受け入れ規制に関してパート的監護の拡大を考慮していく、三は、県議会議長のもとに、あらゆる関係者を動員する乳幼児相談委員会をもうける、四は、子育てのために仕事を中断した女性の再就職を支援するための具体的措置を強化するというこれらの点が強調された。

実際、乳幼児に対する社会手当の総額は 50 億 Franc にも上っており、この予算を上に述べたような施策に投入すべきものとしている。

さらに、1998 年の家族国民会議では、子どものための時間を作りあげるための労働の「自由な時間」という課題が今後の家族会議での中心的テーマになることが示され、労働時間のあり方と学校の時間の調整、教育に何を求めるか、両親の役割をどう考えるか、さまざまな公的アクターにどのように役割配分していくかを検討すべきだとしている。

## 2000 年家族国民会議の基調

2000 年の家族国民会議の演説の中で首相のジョスパンは、今日の家族政策は「ある一つの家族」に向けられるのではなく「さまざまな家族」に向けられるのであるとして次のように述べている。

「今日ここで提案されているさまざまな施策の全体が、あらたな弾みをもたらすのは確実であり、そこに示される方向性は明らかである。すなわち、われわれの政策は、確かに家族に向けられているものであるにしても、その家族は多様性の中に存在しているさまざまな家族なのである。

なぜなら、両親が抱いている子どもの幸福や成功への期待は、昔に比べるならばしばしば熱狂的にすらなっているにしても、それらの期待は非常に多様な家族状態のなかに刻印されているものなのである。あるものは結婚し、他のものは結婚しないか、あるいはいますぐにはしようとしない。あるものは別れている。あるものは、結婚しているかいないか

に関わらず、二人でその子どもたちを育てている。他のものは、-それは女性が大多数であるが-一人で子育てをしている。結婚をしあるいはしないで、ひとり親で、再編家族で・・・というように、今日の家族はさまざまな表情を見せているのである。

家族政策は、両親への効果的な援助を行い、その施策の中で彼らへの思いやりを示していくために、変化したもの安定し続けているもの、慣習の発展、獲得した自由、と同時に新しく生まれた不安定な状態を考慮していかねばならない。個々人の自由を尊重したうえで、鋭く対立する価値観に配慮し、家族政策は家族の発展に沿っていかなければならないのである。そのような政策は普遍的なものであり、あらゆる子どもたちを受け入れ、彼らに寄り添っていくことが、国民の全体の選択であるようにならなければならない。いまここで開かれている会議は、まさしく家族についての会議であり、全ての家族-このようにしてあり、このようにしてあろうとする-それはすなわち全ての人のためにそしてそれぞれの個人のためにあり、愛情と連帯と教育の場である家族についての会議なのである。

それぞれの家族が直面するさまざまな固有の困難に対して、われわれの政策は連帯していくのである。その政策は、男女平等（パリテ）を目標としなければならない、なぜなら責任の公平な分担は女性と男性との平等にとって大きな意義を持つからである。それゆえにこそ、政策は家族のもたらした発展とともににならなければならないのである」

ジョスパンはこのように述べ、家族慣習の変化によってもたらされたさまざまな家族を射程に入れるとともに、そのような政策のあり方に国民的な合意が得られ、普遍的なものとならなければならないとした上で、男女の責任の公平な分担を政治生活ばかりでなく、家庭生活、教育の分野においても実現しなければならないとするのである。

その目的に沿って具体的に取り上げられた課題は、次のようなものである。

- (1)家庭生活と職業生活の調和を容易にするための監護方法の発展
- (2)再就職を希望する女性の再雇用支援策
- (3)よりよい住居のための家族支援と支援方法の簡素化
- (4)親役割（責任）の共有を果たすための両親への配慮
- (5)家族の変容に法を適合させるための家族法改正

ここにあげられた政策課題は、(3)を除けばいずれもが女性の地位から見た少子化対策に関わらないものはないといってよい。なかでも(1)と(2)は本稿の課題に直接関わるものであるのでのちに具体的に見ていくことにしよう。(4)では、病気の子どものための看護休暇を創設し、親責任を分担することや、青少年のために自由な時間を作りその社会化への自覚を促すとともに、親が子の成長にいっそう関わることができるようにすること、両親への支援組織のネットワークの創設、両親の親責任の平等な分担をはかるための施策の検討が課題とされ、(5)では親子関係法、離婚法、匿名出産に関する法律の全面的な見直しを検討するとしている。

### 家庭生活と職業生活との調和

上の(1)にあげた、家族生活と職業生活の調和を容易にするための養育方法を発展させる施策として、次のような点が提案されている。

(ア)乳幼児の公的受け入れ方法に関するプラン

(イ)AFEAMA (Aide à la Famille pour l'Emploi d'une Assistante Maternelle Agrée) 有資格子育て援助者家族支援手当の改正

(ウ)6歳以下の乳幼児の公的受け入れ施設の質を高め柔軟化するために規制の改正

これらについて政策の見直しが必要となった個別的な問題点とあらたに提示された施策をみておくことにしよう。

(ア)乳幼児の公的受け入れ方法に関するプラン

政府は、養育親手当、乳幼児手当、子育て支援者雇用手当、家庭内監護手当に加えて公的受け入れのための予算を1999年度で53億フラン支出したが、なおその成果は不十分であるという。

先にも言及したが、両親が働きに出ているかあるいはひとり親である3歳以下の乳幼児100万人のうち20%だけが受け入れ施設に預けられているにすぎず、220万人の3歳以下の子どもの全体では公的施設に受け入れられている子どもは9%にすぎない。3歳以下の子どもの4分の1にあたる約50万人は、どのようなやり方の監護を受けているか、あるいは有資格者による監護を受けているのかはっきりしない(近隣者、家族連帯、不法労働、子どもだけでいる・・・等が考えられる)

これに対して、1980年から1993年にかけて毎年600箇所とくに1985年から1992年にかけては毎年10600施設の増設が行われたが1997年以降はゆるやかになっており、その過程で受け入れ施設の質が問われるようになった。むしろ今日では、公的受け入れ施設に関しては数ばかりではなく、受け入れ体制の方が重要な課題となってきた。それは、保育園入所待機児童の増加に加えて、労働時間の非典型化に起因するパート的受け入れ、受け入れ時間の変更を必要としているからである。25-49歳の女性の8割が働くという現実においては乳幼児の受け入れ体制の問題は、家庭生活と職業生活の両立にとって最も重要な課題である。

そのために政府は、受け入れ施設の拡大をはかるとともに、受け入れ方法の複合化や監護態様の改革をはかるとしている。公的施設の受け入れ態様を改革するための予算を1兆5千億フラン用意し、3000から40000人の子どもを受け入れられるようにする。またこの政策は地方議員の団体との協議をとおして実施するとし、地方分権化政策の枠内においてすすめていくとしている。また予算措置はCNAF 国民家族手当金庫のアクション・ソシアル基金においてすでに手当されている。

(イ)AFEAMA (Aide à la Famille pour l'Emploi d'une Assistante Maternelle Agrée) 有資格子育て援助者家族雇用支援手当の改正

すでに言及したように0-3歳児の乳幼児220万人のうち幼稚園に通う25万人を除いて、残りの195万人のうち50%は両親もしくは一方の親による監護を受け、13%は育児支援者の援助を仰いでいる。このような事実は、フランスの親が施設による養育よりも家庭内養育を望んでいることの現れであるが、そのニーズに応えるための制度が育児援助者雇用手当である。とくに施設の供給が不十分な状態にあるときには、このニーズはいっそう高まるといって良い。しかしながら、人を雇って家庭内で子育てをするのは財政的にかな

り困難であるといえる。フランスの庶民的家庭といえる月収1万5千フラン(約30万円)以下の家庭は、3歳以下の子どもを少なくとも一人以上かかるフランスの家庭の70%にあたるが、そのうちのわずかに20%しかAFEAMAの受給者になっていない。したがつて、この手当の受給者にだけ監護の選択の自由が与えられているということになるが、一般庶民の家庭では雇用不安や非典型的労働時間への就労によって柔軟で個別的な監護の方法にアクセスできないでいる。

この事態に直面して、政府は従来一律826フランであったAFEAMAの支給額を家庭の事情に応じて類型化し増額することにして、月収9400フラン以下の家庭に対しては1290フランの補助、9400から13000フランのものに対しては1020フラン、13000フランを超える月収の家庭に対しては826フランとしたのである。この補助は、育児支援者の給与の85%を上限としている。

政府は、この手当によって現に育児支援者を利用する12万家族に加えて3万から4万家族がさらに利用するようになると見積もっている。なおこのための予算は、2001年度で5億フランが予定されている。

#### (ウ) 6歳以下の乳幼児の公的受け入れ施設の質を高め柔軟化するための規制の改正

公的保育所に関する規制は、1974年以来見直されておらず、1981年以降親の実態を反映した規制の改正は、通達でのみ行われているにすぎない。しかも、地方分権化法のもたらした新しいレギュレーションのありかたを反映することもなく、また、家族のニーズや受け入れ施設の多様化に応えていない。このような反省に立って、あらゆる公的受け入れ施設(保育園、有資格者による家庭保育、一時預かり所、託児所)に対して適用される法的枠組みを改正している。改正の目的は、供給の質を保障しながら柔軟化へ向けた改善と実行の可能性を探り、両親の参加を求めるこにおかれている。

具体的には、あらたな運営枠組みとして、地方分権化政策の採用する地方公共団体、県議会議長、乳幼児母性保護局、民間団体、社会指導員等の主たる社会的アクターを動員することを前提として、①親の施設運営に対する参加を運営上の義務とすること、地方分権化法と1989年乳幼児母性保護法の規定に合致するように認可手続きを明確化すること、②さまざまな受け入れ形態を作りあげるために開園時間の延長など運営の柔軟化を図ること、③子どもの数を考慮して施設受け割合を算出し、受け入れ能力を改善すること、があげられている。

#### 再就職を希望する女性の再雇用支援策

女性の失業率は既に述べたように、男性を上回っているが、とりわけ育児休暇あけや養育親手当の終了後に就業の困難が見られる。これに対して政府は、女性の「再出発」のための対策をとることを1999年の家族会議で約束していたが、政府はCNAFの理事長に対して養育親手当やひとり親手当の給付終了前3ヶ月の女性に対してこの新しいサービスを受けられることを通知するように文書で依頼した。「女性の再就職支援」策として、次のような施策が示された。

再就職、起業、もしくは職業訓練に入った場合、当該の組織に子どもを監護するシステムがない女性のためにANPEをとおして2000フランから3000フラン手当を支給する。

女性の失業率が高いという現実と今日なお子どもの養育は女性に依存しているという事実の両方から求められている一時的な措置をとる。きわめて困難な状況にある女性に対する財政支援を行う。この財政支援の対象は、求職者、RMI 最低収入雇用促進手当、APIひとり親手当、寡婦手当などの社会保護手当の受給者、ASS 社会連帯特別手当、AI 自立手当の受給者ならびに特別な状態にあるものは、特例として財政支援の受給者の 10%の範囲内に限り受給者資格が与えられる。それは再就職前、起業前あるいは職業訓練にはいる前に、6 歳以下の子どもを少なくとも一人以上持つ母親が自ら子どもを監護し、月 8500 フラン以下の収入の場合に給付される。なお週 35 時間以内の労働時間の場合には、労働時間の割合に応じて案分計算した上で給付を行う。

また、子どもが 18 ヶ月ないし 30 ヶ月の場合に、APE 養育親手当を再就職後の 2 ヶ月間延長して給付する措置がとられることになった。養育親手当は、子育てのために職業を中断するものに給付されるが、その受給者の 99%は女性であり、調査に依れば受給者の 27%は手当廃止後もなお職業活動を再開していない、また第 2 子の養育のために受給したものは労働市場に戻る傾向が強いが、彼らは非受給者に比べて失業率が 5%以上の高いという現実があり、養育親手当の受給者の再就業を促進するために、このような給与と養育親手当を併給する措置がとられたのである。なおこの養育親手当については、前年度の小島報告に詳しい。

### 三 家族政策の現在

本年度 2001 年の家族会議は、6 月 11 日に開催された。そこで議題とされたもっとも大きな課題は、親責任の公平な分配であり、父性休暇を設けることや、公設住宅への居住申請を非監護親をふくめて両親ともにしやすくすること、親の紛争や子どもの病気、児童虐待の場合の親責任を果たさせ、家族の協調を図るために受け容れ場所の設置を予算化、親の声を聞き、支援し、共に歩むためのネットワーク (REAAP:les réseaux d'écoute, d'appui et d'accompagnement des parents) を設け教育における親役割の実現に協力すること、少年非行に対する家族責任を明らかにし、家族に責任を伝達し、明示するとともに、支援すること、そして家族の変化に会わせた家族法改革を目指すことが唱われている。

親責任を通しての家族責任の協調に加えて、2001 年の家族会議では引き続いて家庭生活と職業生活との調和が取りあげられ、その他には青年の自立化を図るために住宅手当、低所得者層への支援、障害児童を抱える家族への支援そして国と CNAF との関係が検討された。

ここではわれわれのテーマである少子化との関係で、家庭生活と職業生活との調和を目指す政策が、2001 年度においてどのような展開を見せているかを見ておくことにしよう。

2001 年の家族会議では、家庭生活と職業生活の調和のための政策として二つの課題が示された。一つは、乳幼児のための基金を継続すること、いま一つは乳幼児受け容れ施設の拡大を複数年にわたって計画化することである。

第一の点についていえば、先に述べたように政府は 2000 年の家族会議で乳幼児の公的受け入れ施設の拡大のために財政投資をすることを決定していたが、その政策は受け入れ施設の拡大ばかりでなく地方公共団体とアソシエーション（民間団体）との連携を作りあげることにも貢献したとしたうえで、地方選挙での支持を背景にさらに投資を拡大し政策を

継続していくとしている。

第二の点について、政府は「2001 年雇用のための行動国民計画」のなかで 2001 年から 2004 年にかけてさらに 25 万人の子どもたちを受け入れられるようすることを明らかにしている。そのために国と CNAF との間で 2001 年から 2004 年に向けての協定を締結したうえでアクション・ソシアル国民基金の中にその資金を組み込むとし、全体としての社会サービスの資金枠組みを維持しながら、乳幼児受け入れのために特別な措置を講じるとしている。具体的には 2001 年から 2004 年にかけて 1000 億 Franc を投入し、さらに毎年 1 万 6 千人の児童を受け入れるためのあらたな施設を建設し、くわえて家庭での受け入れを改善するための予算として 4 年間で 20 兆 Franc を投入するとしている。

### おわりに

フランスの女性は、この 40 年のあいだ経済状況の変化を超えて職業生活への参加を持続的に拡大してきており、女性労働者の割合はしだいに男性に近づきつつある。現代社会の生産活動は、確実に女性と男性との共同作業によって支えられるようになったといわなければならない。それゆえ伝統的に社会を分節化してきた「家父長制」といわれる男女役割分担は、その基盤を喪失しつつあると見ることができる。しかしながら、現実には伝統的な役割分担は家庭生活だけでなく、社会生活、労働生活の現場においても心性の面においても根強く維持されつづけているといってよい。男女平等を必要とする社会の動きと、実際の社会構造そして人々の意識は決して一元的に対応して動いてはいないのである。

むしろ家族雇用の拡大、サービス業への就労、その結果としての<非典型的労働時間>の展開によって「家父長制」は女性の社会進出とともに拡大しつつあるとも見える。その結果、一方では家庭内での育児への圧力が強まると同時に、他方では非典型的労働時間によって育児から離れざるをえないという、矛盾した状況が生まれている。さらには、女性間の階層分化によって、女性のおかれた地位によって家庭生活と職業生活との両立の可能性はさまざまに異なってきているという事実も拡大しつつある。

このような女性のおかれた現実に対して、家族政策それ自体も一つの方向へ向けられるのではなく、多様な女性のあり方に応じた政策を展開する必要に迫られているのである。少子化についていえば、育児方法を職業生活との関係で単に施設収容でおこなうのではなく、家庭養育の可能性を養育親手当や家族雇用手当によってあたえ、さまざまなニーズに応え、その結果として、家庭生活と女性労働との両立を実現できるような支援策が採られようとしているのである。

ここに見た家族政策のあり方からもわかるように、現在の国家はジョスパンのいうように<ある一つの家族>をモデルとして政策を作りあげていくのではなく、現実に生起するさまざまな家族のニーズを顧慮しながら、多様な施策を展開していかねばならないのである。

また地方分権化の成果を子育て支援システムの構築において生かそうとしているように、家族と国家は、一元的にいざれかが責任を負うというのではなく、たとえば祖父母による子育て援助のような家族連帯を一方で認めながら、女性のニーズや困難な状況に対しては国家が応えるという家族状況に即した配分のもとに、「社会」の中できめ細かな政策を作りあげていく時代になっている。もちろん、子どもの一時預かり所等を運営する民間

団体のように、社会的アクターの創造的関与が重要な役割を果たしていることもあり、それに期待する場合もある。このように、家族という私的領域と国、地方公共団体などの公的領域そして社会という中間領域は対立関係として、あるいは、これらの一つが決定的な支配力を持つというのではなく、相互に補完しあいながら、家族や個人への支援システムを構築し、新たな社会のレギュレーションを模索する時代となってきた見なければならない。このような時代の中で、デモクラシーを確実にし、それを基本としながら国家は大きな政策枠組みを提供する責務をになっているものができる。

#### 参考文献

- Jacques Commaille,*Les stratégies des femmes: travail, famille et politique*, éd. La découverte, 1992.
- Marie-Thérèse Letablier, L'activité professionnelle de femmes en France sur fond de pénurie d'emplois, *Lien Social et Politiques* 36, RIAC, 1996, p93.
- Philippe Alonzo, *Femme et salariat: L'inégalité dans l'différence*, l'Harmattan, 2000.
- Catherine Génisson, *Femme-Hommes Quelle égalité professionnelle?*, La documentation Française, 1999.
- Conférence de la famille Jeudi 15 juin 2000. Conférence de la famille Lundi 11 juin 2001.  
Ministère de l'emploi et de la solidarité.
- Thierry Blöss et Alain Frickey, *La femme dans la société française*, Que sais -je? 2856, 1994.
- Claire Aubin et Hélène Gisserot, *Les femmes en France: 1985-1995*, La documentation française, 1994.
- INSEE, *Les femmes*, Collection Contours et Caractères, 1995.
- EPHESIA, *La place des femmes*, La Découverte, 1995.
- Pierre Rosanvalon, *La crise de l'Etat-providence*, éd. du Seuil, coll. Points 243, 1992.
- Jacques Donzelot, *L'invention du social*, Fayard, 1984.

## フランスにおける契約化手法を通じた乳幼児保育支援

須田文明

本稿は、O.ダヴィド著『乳幼児保育：サービスと国土整備』(Olivier David, L'Accueil de la Petite Enfance, Presses Universitaires de Rennes, 1999.) の紹介が多くの部分を占める。より最近のデータを付加することで、同書のデータを更新する必要性もかんじられたが、それでも同書はわが国の当該行政実務にとって、情報的価値が大きいと判断し、そのまま紹介することとした。

フランスでは80年代前半に始まる地方分権化の進行に伴い、公共政策の様々な分野で契約化手法を通じた行政施策の実施が試みられるようになった。それは財政危機もさることながら、行政の透明性が広く要求されるようになったこととも無縁ではない。補助金の使途について、納税者への説明責任の重要性が増加してきたのである。さらに、福祉国家が後退する現在の局面において、地方自治体への権限委譲やNPOの公共政策舞台への登場など、わが国にとっても非常に興味深い試みをフランスでの保育行政から読み取ることもできよう。

### はじめに

育児の支援が家族政策の中心目的の一つをなしており、そのために様々なタイプの介入がなされている。例えば、家族手当やその他の所得不均衡を軽減するための公的扶助、職業生活と家族生活を両立させるためのフレックスタイム、子供を日常的に受け入れる保育施設などがそれである。

1999年の国土整備法は、社会的まとまりと全国土の均衡ある発展を促すための社会的要請に配慮している。またパリと地方の格差を是正するためのインフラストラクチャーを整備することがもはや優先事項なのではなく、地方イニシアチブを支援し、住民の要請を重視するようになっている。こうして、社会保障上の問題が国土整備の目的に徐々に統合されるようになっている。この場合、家族の支援、とりわけ家庭外での乳幼児の受け入れが重要な要素をなしているのである。0-5歳児の、家庭外での受け入れの必要性は次の理由による。

まず、とりわけ0-5歳児が焦点となっている。つまり6歳以上は義務教育であり、日常的受け入れは学校制度（つまり文部省）によるからであり、また、社会保障領域の問題については家族手当全国金庫CNAF、母子保護局PMIといった行政が6歳未満を介入対象としていることによる。

また、両親の勤務時間中、家庭外で子供を預かる保育受け入れ設備が特別な関心の的となる。この場合、学校と家庭外施設の二つが主要な機関である。学校の場合、就学以前学

級（幼稚園 *ecoles maternelles*）が 0—5 歳児を預かり、もっと若い乳幼児については、公衆衛生、社会保険領域に属する、集合的ないし個人的な受け入れ制度（託児所 *creches*、パートタイム託児所 *haltes-garderies*、保母 *assistantes maternelles* 等）が対応することになる。

乳幼児対策は、国の家族政策の中心的な要素の一つをなしており、国は社会の最近の発展（少子化や働く母親の一般化等）に配慮した対策を打ち出してきた。しかし行政の取り組みは家族の要求に応えているか、地理的格差が考慮されているかが、再度検証されなければならない。

さらに乳幼児受け入れサービスへのアクセスの不均衡を修正することは、国土整備目的とも重なる。こうしたサービス分野は、雇用や弱者の社会統合、地域生活の進行などの観点から多くの利点を提供するからである。

ところで地方分権化法以降、県が社会領域の管理において統合的役割を有しており、学校をのぞく受け入れ機関に関する財源は県議会議長の権威の下、母子保護局の管轄になっている。さらに家族手当全国金庫 CNAF は、県レベルでの家族手当金庫を配下におき、こうして県議会と家族手当金庫 CAF、学校監督局 *Inspection Academique* との密接な協力がみられることになる。

さて、1981 年以降 CNAF は 0—5 歳児の保育支援を積極的に行っているが、この年齢の児童について見ると、2—5 歳時は学校（幼稚園）が大きな比重を占める。このサービスはすでに成熟しており、追加的な費用もそれほどかからない。全国的には 2 歳児で 3 分の 1、3 歳児で 96 %、4 歳児ではほとんど全員が幼稚園に通っているからである。

## 第1章 フランスの乳幼児人口の最近の動向と家族環境の変化

フランスの乳幼児人口の戦後の変遷を示せば次のようにある。

1945—1965 年：乳幼児人口の激増

1965—1975 年：0—5 歳児人口割合が頂点に達する。（500 万人ほど）

1975—80 年：徐々に低下。1980 年には 8.3% となり終戦直後の割合に戻る。

1980—90 年：8% で安定。

1990—95 年：さらに低下が続く。

また、同時期の全人口にしめる乳幼児人口の比率は次のようにある。

表：1946 年—1996 年の乳幼児（0—5 歳児）の人口割合（%、1 月 1 日時点の人口割合）

1946	1968	1981	1996
8.1	10.2	8.2	7.5

Source:INSEE

次に家族環境の変化を見てみよう。よく知られているように、家族の形成は必ずしも婚

姻を通さなくなっている。しかしこのことは、もちろん、家族そのものが消滅することではない。たとえば、乳幼児を含む家族タイプは次の通りである。

表：乳幼児の家族タイプ別割合（1990年）

全体	婚姻家族	自由結合	母子・父子家族	再編家族
100	78.4	9.6	7.3	4.7

Source:INSEE

また母親の就業も当然のこととなっており、INSEEによれば(INSEE, sondage au quart du recensement 1990-Menage - Familles)、乳幼児の63.9%は母親が働いている。もっとも、子供の数によってこの就業率は変わる。一人しかいない母親では73.4%、2人では65.7%というように、である。

## 第2章 保育政策の変遷

1980年代は乳幼児保育支援政策の発展にとって決定的な変化があった。それは母子保護局 PMI の目標において本質的な変化が見られた時期でもあった。高い乳児死亡率に対処するべく、1945年に創立されたこの組織は徐々にその役割を母子の保護から家族や両親の支援、健康促進活動へと移行してきた。また、受け入れ方法も変化を見せた。衛生上の進歩に伴い、衛生的配慮が薄れ、その代わり幼児の発達を目的とした、より教育的配慮が登場することになったのである。1981年以降、家族手当全国金庫も左翼政権の下で、保育支援を家族政策の優先目的とするようになった。

こうした展開は80年代に確立し、90年代にも引き継がれることになった。国は受け入れ施設とそのサービスを拡充し、権限の一部と政策的選択を地方自治体に委譲した。こうした分権化は県と市町村に予算の方向付けにおいて裁量の余地を与えることになった。

こうした新たな行政的枠組みにおいては県議会や市町村議会の議員の決定が重大となる。政策の選択肢は県によって異なるし、それぞれの自治体に固有な社会問題及び予算上の制約に依存しているからである。

母親の就業率の向上などの変化もあり、家庭外で乳幼児が受け入れられる場合が大半となっており、国や政治家も乳幼児の受け入れに積極的に関与せざるを得なくなっている。こうして1981年にはじめて、乳幼児が大統領選挙の公約の中に登場することになったのである。

### (1) 古い乳幼児への配慮の歴史

乳幼児に対する最初の配慮は、彼等の生存の本質的条件を保証することであり、衛生領域に関わった。徐々にその保護は母親に、やがて家族に拡大されることになってきた。さらに、乳幼児の教育への配慮がこれに加わる。

19世紀の末頃には人口の高齢化が心配され、1871年の普仏戦争の敗北を受けて人口状態への警鐘が鳴らされた。最初の出生力向上のための配慮が愛国主義的風潮の下で導入された。20世紀になると、人道主義、子供の福祉が政治家の配慮に登場する。第二次世界大戦は乳幼児に関わる政策にとって決定的であった。

#### ・人口上の配慮

1870-71年の戦争あたりから、ドイツの人口的ダイナミズムがフランスを脅かした。当時、指摘された問題は出生者数より死者数が多いような年が見られたこと、さらに乳児死亡率が非常に高かった（1870年に167%）ことである。人口問題は、「フランスの衰退」を憂れう医療・社会領域の専門家により警鐘を鳴らすことになった。

3人の人物が乳幼児の衛生状態を改善するために活躍した。T.Roussel、及びP.Kergomard、P.Straussである。Rousselは乳児の保護（死亡率削減）について提言し、これは法律になっている。Kergomardは家族外での子供の受け入れ（とりわけ幼稚園）に関心を寄せ、これが最初の乳幼児教育となった。Straussは人口衰退に対処するため母子の保護の必要性を訴えた。彼は1902年に幼児死亡撲滅連盟を設立し、衛生的配慮を訴えた。これらが20世紀後半の、乳幼児施策の法制の基礎となる先駆的な法律をもたらした。乳児検診、無料の幼稚園、職能団体（幼稚園長、医師監督官など）などがこれにあたる。

両大戦間期にはまたも人口危機の配慮から新しい措置が登場した。第二回大戦に先立つ数年は、真の家族政策の到来を示す、新しい重要法令が登場した。もっとも有名なのは1939年に採択された家族法典であり、その対象は主として、出生に向けられている。法典は第一子への奨励金と2人以上の子供を持つ家族への手当への拡張を規定している。県における最初の衛生サービス組織の規定もある。

ヴィシー政権の下で、1942年12月16日の法律が公布され、それは国家に対し、母子保護への責任を公的に付与し、0-5歳児人口増大を規定している。

#### ・基本的法令

1945年に社会保障組織が確立し、1946年の法律により家族手当が再編された。

相変わらず乳児死亡率は高く（1944年に110%）、母子保護が国民的関心の的となり、1945年のオルドナンスが母子保護局を制定した。

当時、乳児死亡率を削減することが優先課題であり、社会医療保護がすべての妊婦と6歳未満の子供に向けられ、無料となった。それは、家族への社会サービスを発展させるために、県レベルでの組織化を必要とした。これが区画 *circonscriptions* の定義を伴う、社会的活動の地方化の最初であった。国がその費用を全額支出した。また母と子供が同一の法律に密接に結合された最初であった。その妊娠以降、子供の発育を保全し、その出生以後の福祉を向上させるために、良好な母子の関係を保持させようとした。このオルドナンスはこの分野の要請に応えるために職能団体の構成を規定し、県に対し、乳児のための施設の管理を委託し、母子保護局が全国に普及することになった。

やがて衛生的な配慮が徐々に消失し、変わって子供の発育、教育、子供の福祉が優先課

題となった。こうした発展は80年以降、職業生活と家庭生活の両立という別の目的と平行している。これは国の真の保育政策の登場を示している。とりわけ1982年には、乳幼児に関する悲惨な状態を明らかにした報告書が取りまとめられた (N. Bouyala, B. Roussille, *L'Enfant dans la Vie, La documentation française*, 1982)。これは家族を通じた、近代社会への子供の統合の必要性を訴え、衛生的課題から教育的課題への転換を促進した。この家族担当大臣に提出された報告書は、保育施設へのアクセスの不平等の廃止、家族生活条件の改善、子供の生活の質の改善、子供の文化的開花を訴えた。全国の責任ある人々に対し警鐘を鳴らすことで、乳幼児の分野における最初の政策上の基本を示したのである。また1990年以降、子供の権利条約の批准に続いて、フランスは子供の保護と彼等の良好な保育条件の改善に努めることになった。

家族及び乳幼児をめぐっては、コマイユの言うように、『家族主義』とフェミニズムとの対立がある。前者は、政治的には保守的であり、家族が社会的まとまりの基礎にあり、伝統的な価値観の伝達を保証するとされる。そこでは、子供の養育において妻が中心的な役割を果たし、したがって女性の就業はこれを危機に陥れることになる。他方フェミニズムの側は女性を、夫婦や家族から独立した権利主体と見る。こうした矛盾した思潮が政府の選択に影響を及ぼす。しかしそのような政権であろうと、1981年以降、保育機関の発展が優先事項となった。

1980年以降採用された措置は二つの領域に関わる。つまり乳幼児を持つ家族への直接助成と、両親の労働条件のフレキシブル化である。

家族への直接支払いが1985年から95年にかけて急増した。これは、複数の子供を持つ家族を主として対象とするもので、出生数の増加が目的とされた。第三子の出生は直接、国により支援されることになった。乳幼児を持つ家族への支援は、所得制限のもとでの給付システムを生み出した。その目的は出生数の増加と、追加的な子供の出生がもたらす費用を財政支援するというものである。

1985年には、『教育のための親手当 APE』が制定され、3人目の子供の出生を機会に就業を止める親に給付される。また「乳幼児のための手当 APJE」も1985年に制定され、一人の子供が、妊娠から3歳になるまでの期間家族に支給されることになった。1991年から92年には、両親の就業時間中に乳幼児の受け入れのために、二つの新たな給付が制定された。「認可保母の雇用のための家族手当 AFEAMA」と「家庭保母手当 AGED」がそれである。

1994年の家族に関する法律により、第二子の誕生を機会に両親のいずれか一方が退職する家族のすべてへとAPEを拡大することが決められた。この決定は働く母親に関する論争を再燃させた。というのもこれは子供の養育を担うために引退する母親を支援するからである。

この法律の最後の側面は、保育サービスの発展に関わる。家族手当金庫を通じて、地方自治体への助成金が増額することになった。1999年までに集合保育施設のために10

万の新しい保育場所の設置が可能となるとされた。

#### ・家族手当全国金庫 CNAF

家族手当全国金庫は社会保障制度の誕生とともに、1945-46年の一連の法律により設立された。これらの法制度は疾病や老齢、労災、子供の多い家族などといったすべての事情について、家族の生存を補償するに十分な所得を給付することを目的とする。こうして家族手当は、子供の数に応じて、それに固有な経費を補填するために、所得の補填をする。その活動は115の家族手当金庫 CAF によって地域レベルにおろされる（一般的に県レベル）。財源は雇用主と被雇用者から徴収され、社会保険機構中央庁 ACOSS にまとめられる。

この中央庁が疾病、老齢、家族という三つの社会保険領域の間で予算を配分する。さらにCNAFが、支給される給付額に応じた交付金と社会活動への交付金を与える。

CNAF は1981年に、乳幼児保育を優先的な社会活動として位置付けた。しかし、この領域への金庫の介入は1970年以降始まっており、それは施設の発展において決定的な役割を持ったサービス給付の創出とともに始まった。これは施設運営者が支払う経費の一部を補填するものである。これは親の負担額を引き下げることで、家族への間接的な支援をなす。1981年以降サービス給付や投資及び運営助成が増額されており、1981年から1987年では予算は2倍に増加している。1987年にCNAFは関連するパートナーと協力し、地方レベルに密着することを選択した。こうして地方分権化により、地域の実情に合った、市町村レベルでのプロジェクトが促進されるようになった。1992年以降、多様化する需要に応えることをCNAFは提案した（父子・母子家庭、再編家族、女性の職業従事の一般化など）。1994年の家族に関する法により、施設及びサービスについて6億フランの補助金が、さらに1999年には30億に膨らみ、CAF予算が倍増した。

全国レベルでのCNAFのパートナーは移民労働者・家族への社会活動基金 FAS の他、貧困家庭への支援に関心を有する都市担当省庁である。なお文部省も幼児の受け入れにとって中心的役割を果たしている。1993-94年では2歳から5歳までの幼児の84%が就学しているからである。1990年には文部大臣と家族担当大臣との間で合意文書が取り交わされ、これは『乳幼児に関わる教育活動の継続を促進し、両者はそれぞれの政策に付いて協力する。このためには、修学以前及びその補完において、乳幼児の受け入れ手段（自宅保育、託児所、親子受け入れ施設等）の間での密接な強調が必要である』。さらに農業社会共済 MSA、軍人社会行動 ASA 等、その他の社会保障制度との協力も見られる。これらの制度との協力の下で、受け入れ施設の設置、投資・運営費助成などを行っている。

#### ・権限の再配分

1982-84年の地方分権化法の施行に伴い、乳幼児に関わる領域においても地方自治体に多くの権限が委譲されることになった。乳幼児に関わる権限は基本的に県に委譲されてい

る。それでも受け入れ施設の発展に関しては曖昧さが残されており、当該施設の設置についてはいかなるものも、法的義務を負っていないのである。そのために調和したサービスの発展のためには様々なレベルでの協力が必要となる。「衛生と家族、児童」の振興と保護に関する 1989 年 12 月 18 日の法は、社会領域の活動は県の独占事項ではなく、国やその他の団体、社会保険諸金庫がこれに関与しなければならないことを規定している。

#### ・県と国の新しい役割

県議会が社会領域の活動の主要なアクターとなった。その権限は拡大され、衛生、社会給付に属するすべてを含むことになった。その権限は主として二つある。

(あ) 社会扶助給付：規則で決められた社会扶助全体（医療助成、乳幼児および家族への社会扶助、高齢者、障害者への社会給付）を県が担当する。県は該当する手当を支給し、パートナーに補助金を支給し、施設の設置に取り組む。

(い) 衛生及び社会領域における予防：県は医療予防、保健教育、障害者検診に関与する。家族及び乳幼児のワクチン接種、衛生予防に関与する。この枠組みにおいて、PMI は国及び県の政策の当然の手段となっている。全体として旧 DDAS の活動の 4 分の 3 を県が行っている。DDASS は精神衛生の保全、とりわけ薬物依存やアルコール中毒防止の責任を保持し、衛生規則の行政管理を維持している。

ところで県は、乳幼児保育機関に関する特別の任務を受け持ち、県議会議長は、運営許可を発行することで私設、公設を問わずあらゆる施設の認可の責任を負い、その管理を行う。こうした法律の条文で規定された権限を越えて、県議会での決定にしたがって、県は、より積極的に、施設やサービスの発展を財政支援し、技術支援を行い、別の組織機関（市町村や NPO）に助言し、県で取り組まれる活動を調整する。

国は二つの役割を保持している。すなわちその法律上の規制的機能により調整権力を持つ。県知事を通じて、県レベルで国はコントロールを保持しているばかりでなく、振興役も務める。国レベルでの政策を定義し計画した後に、国は様々な自治体や公共団体に乳幼児の受け入れ設備の振興を促す。国はそのために二つの機構を持っている。一方で、厚生省が教育情報事業を実施し、県全体に関わるイニシアチブを助成する。他方 CNAF・CAF がある。その活動はとりわけ、市町村や市町村連合に向けられる。

#### ・地方レベルへの定着

地方分権化は、乳幼児の領域に関しては市町村の関与を伴う。市町村は規則の上では何の義務もないが、当該領域での地方政策が 80 年代に促進されている。乳幼児の問題は、家族の日常生活に直結しているから、それは当然のことであった。乳幼児の親たちは市町村役場に働きかけ、こうした全般的な運動が地方議員にたいし保育政策に取り組むよう促したのである。

市町村の取り組みは、新たな施設の建設を伴うこともあるが、これには予算が限られて

いる。空部屋の利用や人員の配置により、私的イニシアチブを支援することもある。住民への近さにより、住民ニーズの考慮が容易になると同時に管理も容易である。乳幼児の受け入れについてはこうした地方レベルが決定的である。

CAF や県議会は、イニシアチブを増大させるために地方レベルと密接に関わり、CNAF により促進される開発計画はとりわけ市町村レベルでおこなわれる。つまり CAF と市町村議会との契約に基づいて財政的インセンチブが与えられるのである。これは託児所契約 *Contrat Creche* ないし乳幼児契約 *Contrat Enfance* がとりわけ対象となる。契約者どうしの間で決められた具体的な目的に対し、市町村は財政支援と引き換えに受け入れサービス（託児所ないし別の機関）の発展に取り組む。こうした政策により、行動を調整し、需要を探索し、様々なパートナーと協力し、財源を獲得する。県も CAF の活動を引き受け、支援活動、技術支援、財政支援を通じて同時に市町村と協力する。

### 第3章 サービスの発展

#### (1) 複数の権限分野

70年代は乳幼児の発達心理学への関心に応えるために、保育機関は教育的活動を要求されており、今日では、幼稚園のみがもはや乳幼児教育を独占しているわけではなく、別の機関もこれを行っている。受け入れ機関によって特性があり、乳幼児の受け入れにも介入方法が異なる。それは、4つに分類できる。つまり教育、医療サーベイランス、受け入れ、レジャーがそれである。

それでも幼児教育は主として幼稚園に関わる。幼稚園計画が強調するように、幼稚園は「乳幼児の受け入れ機構全体において特別の場を占める。というのも、それは学校であるからである。児童がその将来の学習の基礎を打ち立てる特権的な場なのである」(Ministere de l'Education Nationale- Direction des ecoles, 1995, Programmes de l'école primaire)。しかし幼稚園は、そこに通う児童（3歳時点で 99.5%）の医療・社会保護のために、社会給付と母子保護局、学校保険サービスと協力して行動する。

医療サーベイランスはむしろ、託児所タイプの集合的保育機関を対象とする。その役割は二つのレベルにある。一方でそれは児童の覚醒と社会化に貢献し、そのために、託児所は教育のみならず、児童に必要な日常的配慮（食事、衛生、睡眠など）の他、医療サーベイランス（ワクチン接種、医療相談など）を有する。こうした託児所の特性のために、とりわけ医療や保母などの専門家を必要とする。

受け入れはすべての機関に該当するが、特定の機関は補足的な別の任務を持たない。パートタイム託児所 *haltes-garderies*、保母 *assistantes maternelles* がそれである。これらに関わる要員は、それほど専門的資格を有さない。

レジャー施設は、学校時間以外で、子供の受け入れに関わる。設備のないレジャーセンターや学外保育（学校修学以前、修学後）は主たる設備である。これに関わる要員は、青